

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成31年1月12日 13時30分～16時55分ごろの間）
発生場所	不明（三重県尾鷲市尾鷲港南方沖）
事故の概要	漁船福邦丸は、無人で航行しているところを発見され、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	平成31年1月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 福邦丸、4.72トン ME3-41976（漁船登録番号）、個人所有 10.90m (Lr) × 2.31m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、143.50kW、昭和52年9月25日 第243-7403号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年10月25日 免許証交付日 平成29年7月10日 (令和4年10月24日まで有効)
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2 海象：海上 平穏、海面水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成31年1月12日04時30分ごろびんながまぐろの引縄釣り漁を行う目的で尾鷲港を出港し、同港南方沖の漁場に向けて南進して漁場に到着した後、操業を開始した。 本船の付近で操業していた僚船の船長は、13時30分ごろ、漁獲がなかったので操業をやめることとし、携帯電話で本船の船長に帰港する旨を伝えたところ、本船の船長から、もう少し操業したのちに帰航する旨の返答があり、尾鷲港南方沖を西進する本船上の船長の姿を

	<p>確認した。</p> <p>僚船の船長は、帰航中、鳥山（魚の群れの上に集まる鳥）を見つけたので、本船の船長に知らせようと思い、14時00分ごろから携帯電話で複数回呼出しを試みたものの、応答がなかったため本船の船長の安否が心配になり、本船が所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）に連絡し、その旨を伝えた。</p> <p>僚船の船長は、本件組合が派遣した漁船と共に尾鷲港南方沖に引き返して本船の捜索に当たり、また、本件組合の職員は、本船の船長への電話による呼出しを繰り返したものの、応答がなかったため、海上保安庁に本船の船長と連絡が取れない旨を通報した。</p> <p>本船は、僚船、海上保安庁の巡視船艇、ヘリコプタ等により捜索が開始され、16時55分ごろ尾鷲港南方沖を針路約340°（真方位）で航行しているところをヘリコプタにより発見された。</p> <p>本船は、移乗して機関を停止した巡視艇の乗組員により、無人の状態であることが確認され、その後、本件組合に所属する漁船の船長の操船により尾鷲港に帰港した。</p> <p>船長は、海上保安庁の巡視船艇、ヘリコプタ等により捜索が続けられたものの、発見されず、行方不明となった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の家族によれば、船長は、本船で25年以上の引縄釣り漁の経験があり、持病等がなく、健康状態は良好であり、本事故発生前日、ふだんの様子と変わりはない。</p> <p>船長は、ふだん、引縄釣り漁の操業中、約6～7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行し、魚が掛かった際、又は、漁具を納める際には、約3～4kn（微速力前進）に減速していた。</p> <p>本船は、無人の状態で見つめられた際、両舷に釣り竿が1本ずつ振り出され、同竿及び船尾からそれぞれ道糸などの漁具が投入された状態で、約3～4knの速力で航行しており、船体には衝突痕などの損傷はなく、操舵室に防水ではない携帯電話が置かれていた。</p> <p>本船の船尾部における甲板上から船縁までの高さは、約30cmであった。</p> <p>（図1 参照）</p>

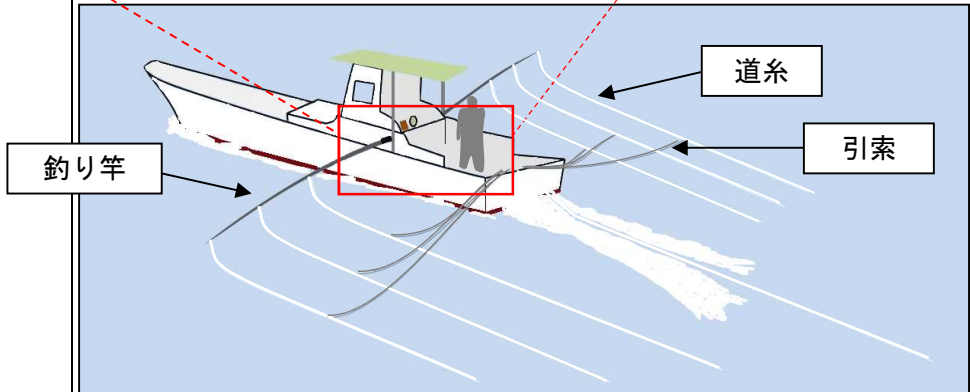


図1 本船の引縄釣り漁の状況（イメージ）

船長の家族によれば、船長は、本事故当日、ウインドブレーカーの上下、防寒着等を着用し、長靴を履いていた。

僚船の船長は、本事故当時、本船上の船長の姿を見たものの、救命胴衣の着用状況については覚えておらず、また、ふだんの救命胴衣の着用状況についても分からなかった。

本船は、遊漁船としても使用され、定員が船長を含めて11人であり、本事故後、本船に11着、船長の自宅に3着の救命胴衣が残されており、船長の救命胴衣の所有数については不明であった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

船長は、行方不明となった。

本船は、尾鷲港南方沖において、13時30分ごろ本船上で船長が目撃された後、16時55分ごろ無人で航行しているところを発見されたことから、この間において船長が落水したものと考えられる。

本船は、無人の状態で見発見された際、両舷から釣り竿が振り出され、漁具が海中に投入された状態で、魚が掛かった際、又は、漁具を納める際の速力である微速力前進で航行していたことから、船長が操業中に落水した可能性があるものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、尾鷲港南方沖において、操業中、船長が落水し

	たことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船縁付近では、構造物等につかまって姿勢を低くするなどして安定した姿勢を保ち、落水することがないように十分に注意すること。 ・ 防水型の携帯電話を常に身につけ、落水時の連絡手段を確保することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

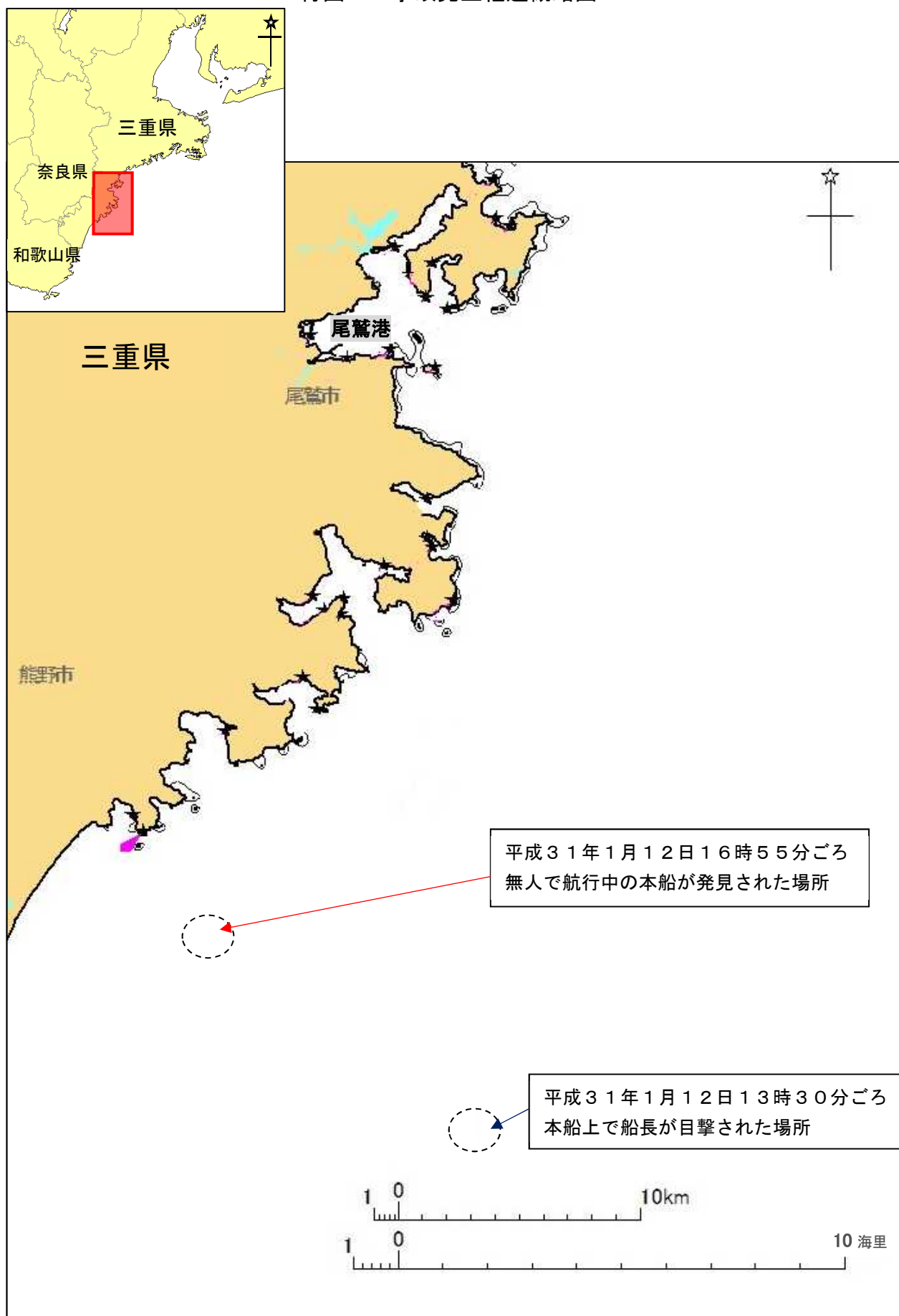


写真1 本船

